

2019年11月作成

貯法 室温保存

動物用医薬品

マクロライド系抗菌剤

指定医薬品 使用基準

承認指令書番号	30動物第1201号
販売開始	1997年9月

水産用エリスロ200「リケン」

【本質の説明】

本剤は、エリスロマイシンの散剤でマクロライド系の抗生素です。グラム陽性菌、グラム陰性菌及びその他の細菌・微生物に殺菌的又は静的に強く作用し、その作用はたん白合成阻害であり、細菌70S系リポソームの50Sサブユニットに結合して効果的に作用します。

水産用エリスロ200「リケン」は、エリスロマイシン製剤としてすずき目魚類の連鎖球菌症による死亡率の低下に有効な水産用薬剤です。

【成分及び分量】

有効成分	含量 100g中
エリスロマイシン	20g (力価)

【効能又は効果】

エリスロマイシン感受性菌に起因する下記疾病魚類の死亡率低下。

すずき目魚類：連鎖球菌症

【用法及び用量】

魚体重1kg当たり、1日量として本剤0.125～0.25g [エリスロマイシンとして25～50mg (力価)]を配合飼料等に混和したのち、餌料に均一に混ぜて、5日間連続投与する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、すずき目魚類の連鎖球菌症を治療するために使用し、すずき目魚類以外の魚又は動物には使用しないこと。
- ・本剤は、必要量以上使用してもその治療効果は変わらないことから、用法及び用量に従つて正しく使用すること。
- ・用法及び用量に定められている期間使用した後は、治療の効果の有無にかかわらず、本剤の使用を中止し、繰り返し使用しないこと。
- ・本剤は、病気の治療に必要な最小限の期間の使用に止めることとし、病気が治まつた後は使用しないこと。
- ・本剤は指導機関（家畜保健衛生所、魚病診断総合センター、水産試験場等）に相談の上使用すること。
- ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、すずき目魚類について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

すずき目魚類：食用に供するため水揚げする前30日間

(使用者に対する注意)

- ・本剤を使用する際は、防護メガネ、マスク、手袋、作業着等を着用し、粉じん等の吸入及び眼や皮膚に付着しないように注意すること。

(すずき目魚類に対する注意)

- ・本剤の投与前には健康状態について観察し、異常を認めた場合は投与しないこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤は小児の手の届かない所に保管すること。
- ・本剤は直射日光、高温及び多湿を避けて保管すること。
- ・本剤の色に異常が認められた場合には使用しないこと。
- ・本剤は、よく振り混ぜてから使用すること。
- ・本剤の必要量をミンチに混ぜるか、練餌によく混ぜて与えること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、本剤を他の容器に入れ替えないこと。
- ・使用済みの空容器等は地方公共団体の条例等に従い適切に処分すること。
- ・本剤を廃棄する際には、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体の条例等に従い適切に処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・本剤の有効成分であるエリスロマイシンは、起炎性があるとの文献報告があることから、取扱いに際しては眼や皮膚等に付着しないよう注意すること。
- ・誤って本剤を飲みこんだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤が眼に入った場合には、直ちに水でよく洗い流し、医師の診察を受けること。
- ・本剤の使用後、または本剤が使用者の皮膚に付着したときは、石けん等でよく洗い、水で十分うがいをすること。

(すずき目魚類に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに指導機関に相談すること。

(取扱い上の注意)

- ・本剤を数回に分けて使用する場合には、速やかに使用すること。

【使用期限】

36ヵ月

【包装】

10kg (1kg×10)

【製品情報お問い合わせ先】

リケンベツツファーマ株式会社
〒332-0011 埼玉県川口市元郷4-1-8
TEL : 048-224-8451 FAX : 048-224-1079
E-mail : riken@r-vets.jp



製造販売業者

リケンベツツファーマ株式会社

埼玉県川口市元郷4丁目1番8号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾患、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。